

一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会  
倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会(以下、「本協会」という)の組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命と役割を自覚し、本協会の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保するために倫理に関する基本となるべき事項を定める。

(適用範囲)

第2条 本規程において、規律の対象となる者は、役員、名誉会長等、委員会委員及び職員(以下、「役職員等」という)並びに本協会諸制度に基づき会員となっている者(以下「会員等」という。)であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1)役員とは、定款第 23 条に規定する理事及び監事をいう。
- (2)名誉会長等とは、定款第 30 条に規定する名誉会長及び顧問をいう。
- (3)委員会委員とは、定款第 40 条に規定する委員会の委員長並びに委員等をいう。
- (4)職員とは、定款第 52 条に規定する事務局職員をいう。
- (5)会員等とは、定款第 6 条に規定する正会員、特別会員、登録選手会員、登録支部会員、賛助会員をいう。

(基本的責務)

第3条 本協会の役職員等及び会員等は、定款第 3 条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役職員等及び会員等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。

2 役職員等及び会員等は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役職員等及び会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4 役職員等及び会員等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。

5 役職員等及び会員等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の

信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

6 役職員等及び会員等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反による処分等)

第5条 役職員等及び会員等が、第4条の遵守事項に違反する行為を行ったおそれがあるときは、本協会「懲戒規程」に基づき相当の処分をするものとする。

(個人情報の保護)

第6条 役職員等は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、2017年3月17日から施行する。

2 この規程は、2024年7月1日に改定・施行する。